

避難所の仕組みと 適切な運営について

千葉県 防災危機管理部
危機管理政策課 地域防災支援室

災害時における避難所運営の手引き

県作成「災害時における避難所運営の手引き」 (R6.3)

□市町村における避難所の開設・運営の参考として作成
(県HPで公開中)

□避難所の開設・運営・閉鎖、福祉避難所の運営、
要配慮者・女性への配慮、ペット対策 等を記載

本日は、手引き等に基づき、DWATの皆様の参考として

✓避難所の開設・運営の基本的な仕組み

✓福祉避難所について

などを中心にご説明します

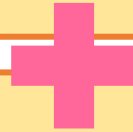
避難所の開設・運営について（1）

- 地域特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者等が一定期間生活する場所としての避難所を市町村が指定する。（県内約2,000箇所）

一般の指定避難所の基準

- （1）被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものである
- （2）速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものである
- （3）想定される災害の影響が比較的少ない場所にある
- （4）車両などによる輸送が比較的容易な場所にある

【災害対策基本法施行令第20条の6】



望ましいとされる条件

- ✓ 耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策
- ✓ バリアフリー化された公共施設等の指定
- ✓ 浸水想定区域、土砂災害計画区域等に立地する場合の対策

【内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（R4.4月）】

避難所の開設・運営について（２）

- 良好な生活環境の確保等のため、自治体において様々な対策がなされている

◆ マニュアルの整備、訓練等の実施

◆ 防災機能設備等の整備

発電機、飲料水、通信設備、ガス、トイレ 等

◆ 要配慮者等に対する支援体制の確保

福祉避難所等の整備、必要な物資・資機材等の確保 等

◆ 感染症対策

物資等の確保、発熱者等の専用スペースの確保 等

避難所の開設・運営について（3）

◆在宅避難者等への対応

車中泊への対応、在宅避難者の見守り支援、情報伝達、物資配布

◆男女双方のニーズへの配慮

物資、居住スペース・トイレ等への配慮、性暴力等の発生防止、運営への参画 等

◆ペット対策

ルールの設定・周知、物資の確保 等

福祉避難所について（１）

○ 福祉避難所とは

災害時に一般の避難所では、生活することが困難な方を対象とした避難所法に基づく指定（指定福祉避難所）や施設との協定により市町村が確保

○ 受け入れ対象者

- ・ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの**要配慮者とその家族**
- ・ 指定福祉避難所の受入対象者を指定して公示する仕組みの創設
(R3.5災対法改正)

○ 福祉避難所としての利用が見込まれる施設

- ・ 社会福祉施設、宿泊施設、特別支援学校、
一般の避難所となっている施設（小・中学校、公民館等） 等
法令の基準を満たす施設

- ☆ R5.10.1現在、**千葉県内で1,135箇所**が確保されている（指定・協定）
県の手引きでは、小学校区に1箇所程度、福祉避難所を確保することが望ましいとしている。（県内の公立小学校数：約750箇所）

福祉避難所について（２）

◎福祉避難所の基準

一般の指定避難所の基準（再掲）

- （１）被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものである
- （２）速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものである
- （３）想定される災害の影響が比較的少ない場所にある
- （４）車両などによる輸送が比較的容易な場所にある

【災害対策基本法施行令第20 条の6】



☆福祉避難所の基準

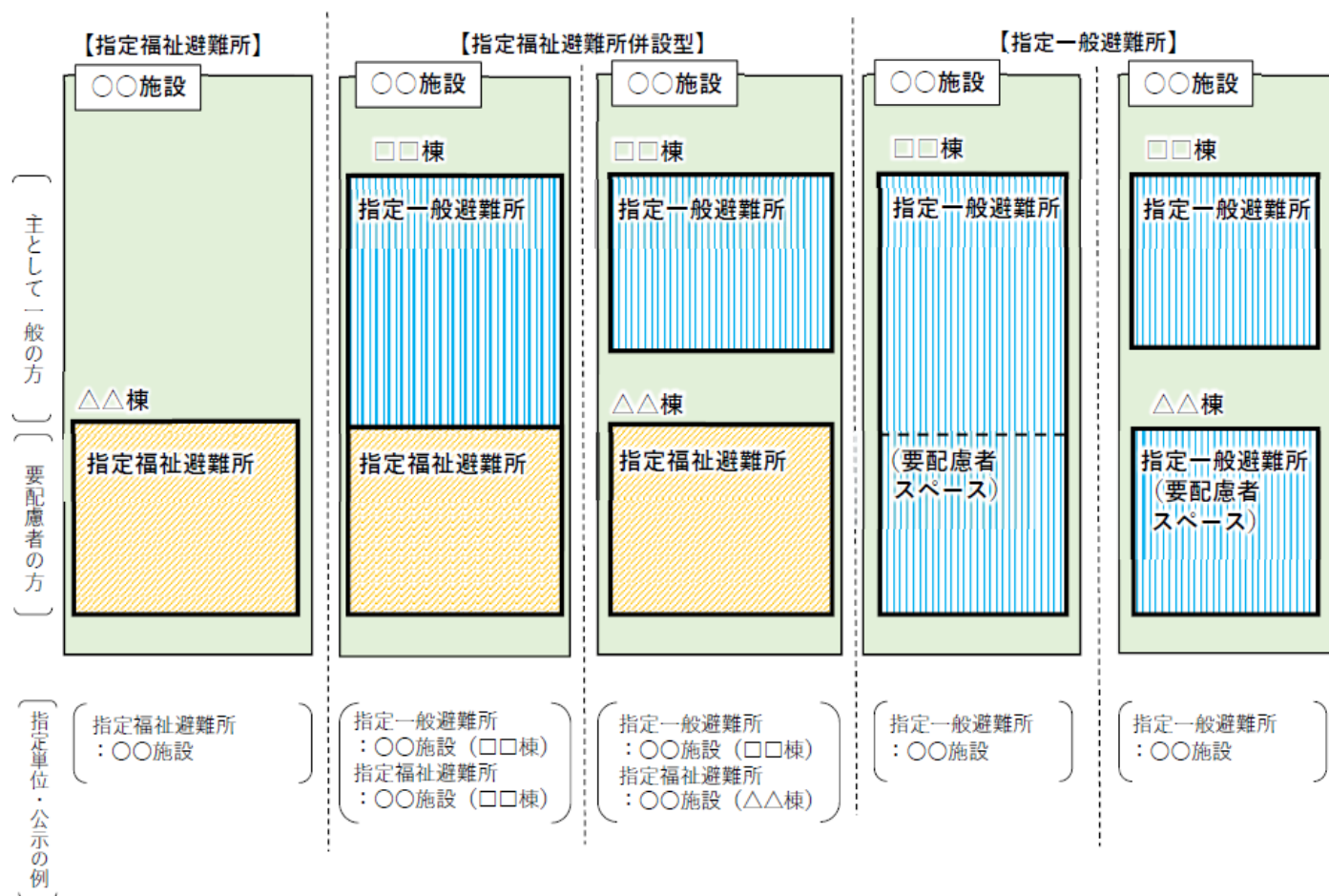
- （５）○施設がバリアフリー化されていること
- 要配慮者を滞在させるために必要な居室が確保されていること
- 生活相談員等が配置され、避難所での生活に関する相談体制が整備されていること

【災害対策基本法施行規則を要約】

※同じ施設で、福祉避難所・一般避難所を兼ねることも可能

福祉避難所について（3）

➤ 要配慮者が避難する避難所の形態イメージ



災害時の流れ

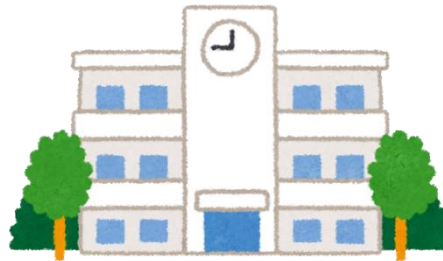
【自宅】

災害発生



自宅が安全な場合には、
在宅での避難を行う。

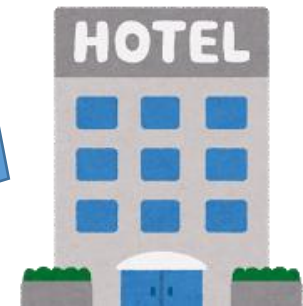
【一般の避難所】



被災者のトリアージ
(例)

- ・ 専門的な支援が不要
⇒ 避難所内の要配慮者スペースへ
- ・ 要配慮者スペースでの支援が困難
⇒ 福祉避難所へ

【福祉避難所】



設備の整った施設
での支援

個別避難計画に基づく福祉避難所への直接避難

市町村災害対策本部等
との連絡・調整

【参考】避難行動要支援者名簿・個別避難計画

○ 避難行動要支援者名簿

- ・ 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、安否確認などの避難支援等を実施するために市町村が取りまとめる名簿

○ 個別避難計画

- ・ 避難行動要支援者ごとに市町村が作成する避難支援のための計画
- ・ 住所、氏名等のほか、**避難支援者・避難先**等を記載
- ・ 避難先について、設備の整った「福祉避難所」に**直接避難**を調整することもある

計画作成にあたって、日頃から本人の状況をよく知る
「福祉専門職」の皆様
に参画いただくことが重要とされています！

【参考】避難所に係る県の取組（１）

災害時における避難所運営の手引き（R6.3）（再掲）

（概要）

市町村の避難所運営に当たっての基本的な考え方や具体的な方策をまとめたもの。
避難所の開設・運営、福祉避難所、要配慮者・女性への配慮、ペット対策等について記載

千葉県防災研修センター（市原市）における研修

○市町村職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営等に関する研修を開催

○社会福祉施設向けに防災対策講座を開催

詳細はHPを参照

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shougaku/bousaikensyuusentar.html>

【参考】避難所に係る県の取組（2）

千葉県地域防災力向上充実・強化補助金

（概要）

市町村における自助・共助の取組強化や災害対応のデジタル化を推進するため、令和5年度から令和7年度までの3年間で集中的に市町村の取組を支援するもの。

- 補助対象 市町村
- 事業例
 - ・ 自助・共助の活性化
 - ・ 避難環境の強靱化
 - ・ 災害対応のデジタル化
 - ・ 要配慮者対策

千葉県孤立集落対策緊急支援補助金

（概要）

災害時における孤立集落対策の更なる強化を図るため、令和6年度から令和8年度までの3年間で集中的に市町村の取組を支援するもの。

- 補助対象 孤立の可能性のある集落を有する市町村
- 事業例
 - ・ 避難施設の整備（避難所における修繕、トイレの洋式化等）
 - ・ コンテナハウスやユニットハウス等の整備
 - ・ ヘリポートやレスキューサインシート等の整備
 - ・ 備蓄品（水、食料、毛布等）の整備
 - ・ 孤立可能性集落における対応マニュアル等の作成
 - ・ 孤立解消に必要な機器等の操作技能習得のための研修

最後に

- 大規模災害時の避難所には多数の要配慮者が避難生活をする事が想定されます。
- 要配慮者の避難生活支援にあたっては、DWATの皆様の力が非常に重要です。
- 平時から研修や訓練等で防災知識を高めていただき、災害時における御協力をよろしくお願いいたします。



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」